

第3回北名古屋市市民憲章制定委員会会議録（要旨）

日 時	平成20年2月13日（水） 午後1時30分から午後2時40分
場 所	北名古屋市役所（西庁舎） 4階 大会議室
出席委員	浅見 顯宏、天野 千恵、大野 義純、海川 恒明、加藤 知津子、 黒川 サキ子、高柳 弘孝、豊田 恭子、長谷川 淳一、北條 正徳、 水田 育男、柳 澤 久 ※欠席委員 杉村 幸枝、安井 重來
市職員	阿部行政部長 舟橋企画・情報担当次長 武市リーダー 加藤
次 第	1 あいさつ 2 議題 （1） 意見募集の結果について （2） 市民憲章（案）の決定 （3） 市長への報告について （4） その他 3 その他

第3回北名古屋市市民憲章制定委員会会議録要旨

舟橋次長	本日は、大変お忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。 定刻より少々早いですが、皆さまおそろいですので、ただいまから、第3回の北名古屋市市民憲章制定委員会を開催させていただきます。 始めに、黒川委員長からごあいさつをいただきたいと思います。
委員長	黒川委員長あいさつ
舟橋次長	ありがとうございました。本日安井委員、杉村委員からご欠席の連絡を受けていますので報告させていただきます。 それでは、これからの委員会の進行につきましては、黒川委員長にお願いいたします。
委員長	それでは、議題(1)「意見募集の結果について」を議題といたします。 事務局から報告してください。
武市リーダー	資料1のパブリックコメント4件の報告 この4件のご意見の提案については、昨日の起草委員打合せにおいて検討させていただきました。受付番号1番については、文案そのものに対する意見ではなく、障害をお持ちのかたや弱者に対する配慮が必要ではないかということで先回の委員会でも同じ意見がありましたので、弱者の立場からの文案構成を考える必要があるのではないかとということで把握させていただきました。受付番号2番につきましては、3点のご提案をいただき、1点目として、本文の1項目め「安心」の前に「安全で」の言葉を追加する提案、2点目として、3項

	目めに住みよいの後に「明るい」を追加する提案、3点目として市民憲章の普及についての提案です。1点目2点目の追加提案は、「安心」の中に「安全」が、「明るい」については「住みよい」の中に意味が含まれているものとし、受付番号3、受付番号4のご意見では1文をもっと短くという意見もありますので、本文を構成する上において委員会の意見はなるべく簡潔にする主旨に基づき追加いたしませんでした。3点目として市民憲章の普及についての提案は、A4サイズのシールの各世帯、法人への配布の提案については、市民憲章としての普及はどの方法が良いのか考え、主要公共施設へのパネル掲示や広報への掲載等を考えています。受付番号3番のご意見、文末表現は子どもたちには「～つくりましょう」のほうが良いのではという提案に対しましては、委員会の中でも議論のあった部分で、委員会の考え方は市民の自覚を促す意味から「～ます」にした経緯がありますので、原文のままといたしました。以上の内容を踏まえまして、資料2として市民憲章修正（案）を提案させていただきました。変更点といたしましては、先回の委員会の内容を踏まえ、今回の市民提案の弱者の立場を考察した変更内容となっていますので、ご確認願います。
委員長	ありがとうございました。ただいま、議題（1）「意見募集の結果について」事務局から説明がありました。 起草委員さんから、補足することがありましたらお願いいたします。まず、浅見委員お願いします。
浅見委員	特に、ございません。委員の皆さまからご意見がありましたら、説明をさせていただきます。

委員長	ありがとうございました。続きまして大野委員お願いします。
大野委員	補足することはありません。
委員長	ありがとうございました。議題1「意見募集の結果について」意見募集の結果と第2回の制定委員会の内容を踏まえ、昨日の起草委員打合せ会の結果として、資料2の市民憲章の修正（案）が提示されました。 この件について、みなさまのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
天野委員	内容については、精査され良くなったと思います。質問は、前文には句読点があり、本文にはございませんが何か意味はありますか。今の子どもたちには、一（いち）に点がついてないだけでも分かりにくいような感じを受けましたので。
浅見委員	一については、「いち」ではなく「ひとつ」と読み1「いち」、2「にいいい」、3「さん」で慣れた子どもたちには分かりにくいかもしれませんが、このような憲章については、前文の文章形式には句読点を付け、本文の短文形式には、昔の慣用語にしたがって付けない事例が多いです。点については、縦書き、横書き、碑文等への書き込みを考えなしとしました。
大野委員	この件につきましては、第1回の起草委員打合せの中で最初に文章の体裁について、どうするのか全国の事例も参考にしながら決めさせていただきました。 1「いち」、2「にいいい」、3「さん」にしますと順位を表すことになり、今回

	の北名古屋市民憲章の本文の位置付けは並列とすることとし、一「ひとつ」を採用させていただきました。
委員長	その他ございませんか。
阿部部長	本文２項目めの「助けあい」の前に空白の必要はありませんか。
浅見委員	文を考えると空白を入れたほうが自然かも知れませんが、文章として間違いではないことと、本文の全体構成が１文章２文で構成されていますので、統一感からなしのほうが良いのではないかと考えました。
委員長	その他はございませんか。資料２の市民憲章修正（案）の変更箇所については、これでよろしいでしょうか。
委員長	特にご意見がなければ、この案を議題２の市民憲章（案）として決定し、市長へ報告する形になりますが委員の皆さまいかがでしょうか。
委員	いいと思います。
委員長	ありがとうございました。北名古屋市民憲章については、資料２のように決定させていただきたいと思います。それでは、議題（３）「市長への報告について」を議題といたします。ただ今、決定いただきました市民憲章（案）の市長報告書を今から事務局が作成しますので、ここで一旦休憩を１０分間とります。

	10分休憩
委員長	それでは再開します。事務局より「市長への報告書」の配布も済んでいるようですので、説明をお願いします。
武市リーダー	北名古屋市民憲章（案）に関する報告書（案） 説明
委員長	ただ今の報告について、何かご質問などありましたらお願いいたします。
委員	特になし
委員長	特にないようですので、議題2で委員皆さまに決定していただきました「北名古屋市民憲章（案）」についての市長報告を行いたいと思います。
舟橋次長	市長が参りましたので、黒川委員長から市民憲章制定（案）を市長に報告願います。
委員長	北名古屋市民憲章（案）に関する報告書 読み上げ
舟橋次長	ありがとうございました。市長からお礼のご挨拶をさせていただきます。 市長お礼のあいさつ
委員長	ありがとうございました。それでは、議題（4）「その他について」を議題と

	いたします。 事務局より報告願います。
武市リーダー	第1回の制定委員会で市民憲章文案等への募集結果として、応募数が5人であることと、その内容についての報告をさせていただきました。この応募いただいた方の中から、優秀な文案については市民憲章制定委員会において選考し、5名の方に商品券をお贈りします。 と規定していますので、商品券をお贈りする5名について選考をお願いしたいと思います。なお、商品券については、市内の登録加盟店で利用できる「すまいるカードお買物券」となります。
委員長	ただ今、事務局から市民憲章文案等に応募いただいた方の中から優秀な文案を応募いただいた5人を選考していただきたいとのことでした。委員の皆さまいかがいたしましょうか。 応募いただいた5名の文案については、第1回の制定委員会の中で報告があり、確認させていただきましたが、いずれの文案も北名古屋市に対する思いが伝わってくる優秀な文案だと思いますので、5名全員に商品券をお贈りしたいと思いますが、皆さまよろしいでしょうか。
委員	異議なし
委員長	ありがとうございました。その他、事務局ありますか。
事務局	特にございません。

委員長	それでは、委員の皆さまにおかれましては、公私お忙しい中、3回に渡る北名古屋市市民憲章制定委員会にご出席いただき、市民の生活の規範となる市民憲章の制定に真摯に取り組んでいただきありがとうございました。また、起草委員の浅見委員、大野委員には草案づくりという難題にご尽力いただきましたこと深く感謝申し上げます。 それでは、全ての議事が終了いたしましたので、事務局にお返しします。
舟橋次長	ありがとうございました。 阿部行政部長より、お礼のごあいさつを申し上げます。
阿部部長	お礼のあいさつ
舟橋次長	それでは、ここで市民憲章制定とりまとめにご尽力を賜りました黒川委員長及び高柳副委員長からご挨拶をいただきたいと思います。 黒川委員長お願いいたします。
委員長	黒川委員長あいさつ
舟橋次長	ありがとうございました。続きまして、高柳副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。 高柳副委員長お願いいたします。
副委員長	高柳副委員長あいさつ

舟橋次長	ありがとうございました。 黒川委員長、高柳副委員長には、１月１０日の第１回制定委員会から本日まで、大役をお引き受けいただき、本当にありがとうございました。また、草案作りにご尽力いただきました浅見委員、大野委員、ありがとうございました。 そして、各委員のみなさまがたにおかれましても、公私共にご多用のところ、北名古屋市の市民憲章制定に真摯に取り組んでいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 ありがとうございました。
舟橋次長	それでは、最後に３その他について事務局から一点連絡させていただきます。 今までの委員会へのご出席に対しまして、委員報酬をご指定の金融機関口座に準備できしだいお振込させていただきます。 以上をもちまして、北名古屋市民憲章制定委員会を終了し、閉会とさせていただきます。 みなさま、本当にありがとうございました。 （２時４０分終了）